

令和4年度事業計画書

公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター

| 事業名 | 事業細目 | 事業内容 | 実施方法・回数等 |
|------------------------|-------------------|--|---|
| 相談事業 | 電話相談 | 専用電話ブースにおいてボランティア支援活動員や犯罪被害相談員が被害者及びその家族、遺族(以下「被害者等」という。)からの相談受理や各種情報提供等の事業を行う。 | 週5日(火～土曜日) (10:00～16:00) ※ 年末年始・祝日・交流センター休館日除く |
| | 面接相談 | 面接相談室又はカウンセリング室において犯罪被害相談員等による面接相談を行う。 | 同上 |
| | 法律相談 | 電話・面接相談の結果、専門家による法律相談が必要と認められる者に対し、弁護士による相談を実施し、被害者等への法的な支援活動を行う。 | 法律相談は第2・第4木曜日 ※ 予約制 |
| | 心理相談 | 電話・面接相談の結果、専門家による心理相談が必要と認められる者に対し、臨床心理士による相談を実施し、被害者等への心理的な支援活動を行う。 | カウンセリングは第1・第3土曜日 ※ 予約制 |
| 直接的支援事業 | 物品の供与 | 被害者等からの要請に基づき、不安を除去するため防犯ブザー、防犯スプレー等の物品を供与、或いは貸与する。 | 随時 |
| | 危機介入 | 犯罪被害発生直後から支援が必要と認められる被害者等に対し、警察や被害者等の要請により、現場、病院、被害者宅等で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の援助活動を行う。 | 随時 |
| | 付添支援 | 被害者等からの要請に基づき、病院、警察署、検察庁、裁判所、市町村等関係機関への付添、報道関係者対応時の付添等、被害者等の精神的負担の軽減を図るための付添支援を行う。 | 随時 |
| | 宿泊場所斡旋 | 被害者等からの要請に基づき、関係機関との連携により、宿泊場所やシェルター(一時避難施設)等の情報提供を行う。 | 随時 |
| 各種手続の補助事業 | 犯罪被害者等給付金申請補助 | 被害者等からの要請を受けた上で、犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要、裁定の申請に必要な書類、申請書類の記載事項等の説明及び裁定の申請手続の補助を行う。 | 随時 |
| | 犯罪被害支援に係る制度等の情報提供 | 被害者等から要請を受けた上で、被害者参加制度、損害賠償請求制度、各種育英制度、社会福祉制度等の情報提供を行うとともに、申請手続の補助を行う。 | 随時 |
| 自助グループへの支援事業 | 自助グループへの支援 | 被害者等がお互いの気持ちを語り合うための交流の場の提供等を行う。 | 随時 |
| | 自助グループの育成 | 被害者等の了解を得た上で、同じような被害に遭われた被害者等を紹介するなどして、被害者等同士で語り合える自助グループの育成を図る。 | 随時 |
| 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業 | 警察等との連絡及び情報提供 | ・鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会及び鹿児島県警察等との連携による被害者支援を行う。 ・警察からの情報提供により、被害者等のニーズに合った支援及び必要な情報を提供する。 | 随時 |
| | 各種会合への参加 | ・県弁護士会、県警、センターの三者協定に基づく犯罪被害者支援連絡協議会において、情報交換、相互協力による支援活動を推進する。 ・鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会総会においてセンターの活動状況を紹介するとともに、県、県警、検察庁等8機関合同会議(8者会議)において、情報交換・相互協力や広報啓発活動を行う。 ・その他の各種会合の場において、被害者等の人権及び支援の啓発活動を推進する。 | ・犯罪被害者支援連絡会議～年3回 ・鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会総会～年1回 ・8者会議(県・警察・検察・保護観察所・法テラス・女性相談センター・県弁護士会・センター)～年3回 ・各種会合～随時 |
| | 全国被害者支援ネットワークとの連携 | 全国被害者支援ネットワークとの連携を図り、相談員、直接支援員等の知識、技能等の向上を図るため、合同の研修会等に参加する。 | ・秋期全国研修会(東京～10月) |

| | | | |
|----------------------|--|--|---|
| 被害者等の実態等に関する調査及び研究事業 | 調査及び研究 | <ul style="list-style-type: none"> 国内の被害者支援活動の先進的組織と情報交換し、先進的な被害者支援活動について調査及び研究を行うとともに、各種資料を入手する。 全国犯罪被害者支援フォーラム等に参加し、被害者等の実態等に関する調査及び研究を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 全国犯罪被害者支援フォーラム（東京～10月） |
| | 刊行物による情報収集 | 被害者等の実態等に関する情報を新聞、雑誌等の刊行物により、収集、資料化する。 | 随時 |
| 養成及び研修事業 | 犯罪被害相談員・ボランティア支援活動員の養成及び研修 | <ul style="list-style-type: none"> 全国及び九州ブロック並びに県段階における各種会議や研修会に参加し、支援業務に必要な知識の習得や支援員間の意思疎通を図る。 ボランティア支援活動員の資質の向上を図るための研修を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ブロック研修会（佐賀～9月、2月） 継続研修（年間5～6回） |
| 広報・啓発事業 | ポスター、リーフレット等の作成・配布 | 街頭キャンペーンの実施時や他機関・団体のイベント会場等において、リーフレット、ポケットティッシュ等を配布し、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ふれあい警察展 くらし安全安心県民大会 鹿児島市安心安全市民大会 県民と警察のふれあいフェア 犯罪被害者週間等 |
| | 機関誌の作成・配布 | センターの活動状況や財源確保のために協力依頼等を掲載した機関誌を作成し、関係機関や会員等へ広く配布し、センターの周知と被害者支援の広報・啓発を行う。 | センターニュース 年2回（7月、1月） |
| | 犯罪被害者支援ポスターの募集 | 犯罪被害者等への理解を広めるために、県下の小中高校生を対象とした、犯罪被害者支援をテーマにした「命の大切さ、相手を思いやる心、友情の絆や支え合い」などの内容のポスターを募集する。 | 募集：7月～9月 表彰：12月1日 (犯罪被害者支援フォーラム) |
| | 犯罪被害者週間キャンペーン | 内閣府が提唱する「犯罪被害者週間（毎年11月25日～12月1日）」のキャンペーン事業として、被害者支援の現状と命の大切さを訴える企画を開催し、県民への周知と理解を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 12月1日 犯罪被害者支援フォーラム (県民交流センター県民ホール) |
| | 広報媒体への広告の掲載 | 新聞、関係機関・団体が発行する広報媒体等を活用し、センターの活動状況等を広報する。 | 適宜 |
| | ホームページ及びSNS（インスタグラム等）を活用した広報 | センターの活動内容等を紹介したホームページ及びSNS（インスタグラム等）を随時更新し、広報啓発を推進する。 | 随時 |
| | 警察署被害者支援ネットワークにおける広報啓発 | 各警察署に設置してある被害者支援ネットワーク総会に職員を派遣し、広報啓発を行うと共に、財政支援についても理解を求める。 | 随時 |
| | 離島対策の推進 | 離島における広報啓発を行うため、警察署被害者支援ネットワーク総会に参加し、センターの業務内容の紹介や財政支援への理解を求める。また「命の大切さを学ぶ教室」へも積極的に対応する。 | 随時 |
| 命の大切さを学ぶ教室の開催 | 県警と共催して、中学生・高校生を対象とした犯罪被害者遺族による講演「命の大切さを学ぶ教室」を行い、命の大切さを考え、思いやりの心、支える気運を醸成し、規範意識の高揚を図る。 | 随時 | |
| その他 | 犯罪被害者等早期援助団体としての組織の強化 | 県公安委員会指定の「犯罪被害者等早期援助団体」として、体制及び財政基盤の充実、強化を図り、支援活動の充実を図る。 | 随時 |
| | 財政基盤の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 自立したセンター運営を図るため、広報啓発活動や情報発信を強化し、新規会員の拡大及び会費未納者の一掃を図る。 寄付型自動販売機の設置及びホンデリング活動(古本回収)に積極的に取り組む。 | 随時 |